

## 議事録

佐野会長           ただいまより、令和3年度第2回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の出席委員の状況について報告をお願いいたします。

賃金室長補佐       公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員4名、出席委員14名でございます。欠席委員は嶋田委員です。なお、傍聴者が別室に3名おられます。

佐野会長           ありがとうございます。本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたします。

                  なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開とすることといたします。

                  また、本審議会の議事録確認者をあらかじめ御指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側は柿沼委員さん、使用者側は廣澤委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

                  次に、配付資料の確認をお願いいたします。

賃金室長           配付資料は3点あります。No.1としまして、特定最低賃金の改定決定の申出状況があります。特定最賃の改正決定に係る諮問の要件である、賃金の最低額に関する協約人数が当該最低賃金の適用を受ける労働者数の3分の1を超えていることを明らかにするための資料となっております。

                  2番目になりますけれども、賃金改定状況調査結果の改定ということで、昨年と今年の改定状況調査結果の4表に誤りがありましたので、おおびと修正について報告させていただくための資料となっております。

                  3番目が、地域別最低賃金の改定の目安についてということで、中央最低賃金審議会から目安の答申が出ましたので、専門部会と併せて、必要性審議の参考とするための資料です。

                  不足のある方はお申出をください。

佐野会長           ないですか。特に不足がないようでしたら、議事に移らせていただきます。

                  議題1は、特定最低賃金の改正に関する必要性の有無の諮問についてです。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

資料N o. 1になります。非鉄金属、電子部品、輸送用機械、光学機械、自動車小売の各関係労働団体から特定最賃に関する申出があり、申出要件の審査をしたところ、いずれも3分の1以上の協約適用または合意という要件を満たしていることを確認いたしました。

そのため、本日、最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、改正決定の必要性の有無について諮問させていただくことといたしました。以上です。

佐野会長

ありがとうございます。  
では、諮問をお願いいたします。

(労働基準部長から会長に諮問文手交)  
(事務局より各委員に諮問文(写)配付)

佐野会長

よろしいですか。事務局から諮問文を読み上げてください。

賃金室長

令和3年7月27日付で埼玉労働局長の増田嗣郎から埼玉地方最低賃金審議会、佐野会長宛ての特定最賃の改正決定の必要性の有無についての諮問文となります。

別表に記した申出者から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、下記の5件の特定最賃の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記。

- 1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金。
  - 2、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。
  - 3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金。
  - 4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金。
  - 5、埼玉県自動車小売業最低賃金。
- 別表は割愛させていただきます。

佐野会長

ありがとうございます。  
それでは、次回の審議会で各特定最賃の改正の必要性の有無について審議することといたします。  
続きまして、2番目の議題として、中賃の目安の伝達でございます。配付資料の説明をお願いいたします。

賃金室長

はい。目安の伝達に先立ちまして、昨年及び今年の改定状況調査結果の修正について御説明をいたします。資料N o. 2について御説明を

いたします。

さきの7月5日の本審の資料13として、令和3年度の賃金改定状況調査結果について御報告させていただきましたところ、集計の誤りがありました。

資料No.2の最後のページを御覧いただきたいと思うのですが、横表になっております。賃金改定状況調査の集計誤りについてというA4の横の表になります。誤りの原因としましては、令和元年度の調査までは、サンプル労働者数のところの業種が書いてあるのですが、L、N、Rの3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計しておりましたけれども、令和2年調査より、これらを分けて集計を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いて復元をしてしまったという誤りが発生したことから、この3点に関して、誤りが発生してしまったということになっております。

正しくは、7月5日に御報告させていただいた、Aランクの賃上げを0.3と報告しましたが、正しくは0.5となっております。

なお、改定後の4表によりますと、Aランク全産業の賃上げは、令和2年度で22円アップ、令和3年度で8円アップの合計30円の引上げとなっております。

以上です。

佐野会長

ありがとうございます。

それでは、資料の訂正の件については、それでよろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。埼玉県最低賃金については、中賃における目安も参考にしておりますが、埼玉県の実情に応じた最低賃金を公労使で議論していただいているものであることから、本件調査結果の誤りに影響されるものではないと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長

ありがとうございます。

では次に、お願いいたします。

賃金室長

目安について、概要を簡単に御説明させていただきます。

一般、お手元の資料にありますとおりNo.3の資料において、小委員会報告の労働者見解と使用者見解、あと公益委員見解の順に、ポイントを読ませていただきたいと思います。

まず、小委員会報告のうちの労働者見解におきますけれども、まず、主張の1として、最低賃金を改定しないということは、社会不安の増大を拡大させ、とても是認できるものではない。セーフティーネット

の機能を果たすということと、国民経済の健全な発展に寄与するという、最賃法第1条の理念に基づき、引上げは必要だという主張。

さらに、エッセンシャルワーカーの処遇改善ということで、マスクとか、手指消毒液などの恒常的な支出が増えていることから、そういった方々に寄与するような賃上げが必要だということ。

併せて、生活の困窮度ということで言いますと、緊急小口資金による付与はリーマンショックの50倍ということになっており、労働者は賃金を得て返済するしかすべがないということなので、賃金の引上げを望むということ。

その上で、全体としては、誰もが時給1,000円を実現するため、今年度は800円未満の地域をなくす。さらに、トップランナーであるAランクは1,000円を目指して、賃金を引き上げるべきだという主張がありました。

さらに、地域間格差についても触れられております。

一方、使用者側見解の現状認識としますと、緊急事態宣言から1年3か月経過したものの、さらに5波の到来が懸念されているということ、その上で、休業要請等により経済活動が抑制されているので、状況はさほどよくない。その中で、賃金水準の引上げは、この時期にはなかなか難しいという話がありました。

さらに、3要素、最低賃金を決定する上での3要素の中で、今年度は特に賃金支払い能力に関して、最もそこを重視して議論をすべきだという主張がありました。業種としては、宿泊・飲食、交通・運輸などの業種が特に厳しいため、そこに焦点を当てて議論をすべきだという主張がありました。

公益委員見解ですが、総合的には、目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済、雇用の実態を見極め、目安を十分に参酌することを強く期待し、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望するという一方で、中央最低賃金審議会へ目安金額が示され、答申されました。

以上です。

佐野会長

ありがとうございます。

今の説明に関して何かございますか。なければ、次に移らせていただきますけれども、よろしいですか。

これも、具体的に触れざるを得ないかなと思っていますので、そのときお願いいたします。

議題3はその他についてです。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局からお願いいたします。何かございますか。

賃金室長 特にありません。

佐野会長 ありがとうございます。

これをもって、会議は全て終了いたしました。次回審議会ですが、明日の7月28日、午後1時30分から、この場所で開催いたします。

明日は、特定最低賃金の改正の必要性について、関係労使からの意見聴取を行う予定ですが、労側から5業種の特定最賃に関する意見、使側から自動車小売の特定最低賃金に関する意見が提出されております。

明日は会議及び議事録を公開いたします。

本日の審議会は、これで閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —